

別添

事務連絡  
平成24年2月8日

各地方整備局等担当官 殿  
各都道府県担当官 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

災害廃棄物処理業務委託契約に係る  
経営事項審査における取扱いについて

東日本大震災の被災地域における災害廃棄物処理業務委託契約に係る経営事項審査については、平成23年12月19日付け事務連絡により取扱いの留意事項を周知したところであるが、これに伴う申請上の取扱いは下記のとおりとするので、遺漏なく措置されたい。

記

災害廃棄物処理業務委託契約について、その契約金額の全額を、会計上やむを得ず完成工事高として計上した建設業者については、経営事項審査の工事種別完成工事高及び工事種別元請完成工事高の申請においては、契約金額のうち建設工事に相当する金額のみを申請業種に係る「完成工事高」及び「元請完成工事高」の欄に含めて記入し、それ以外の金額については「その他工事」の「完成工事高」及び「元請完成工事高」の欄に含めて記入することとなる。